

木曽川水系における水資源開発基本計画 説明資料 (1)
都市用水 (水道用水及び工業用水) の別別・用途別需給想定一覧表

(単位: m³/s)

用途	水道用水				工業用水				都市用水 合計	
	長野	岐阜	愛知	三重	小計	長野	岐阜	愛知		三重
H27										
総量	0.34	11.79	32.56	7.67	52.37	0.00	1.83	14.47	8.10	24.40
他水系の依存量	0.00	0.00	0.19	2.03	2.22	0.00	0.00	4.31	1.28	5.59
木曽川水系の依存量	0.34	11.79	32.37	5.64	50.15	0.00	1.83	10.16	6.82	18.81

(単位: m³/s)

用途	水道用水				工業用水				都市用水 合計	安定供給 可能量 (2/20)	近年最大濁 水時供給可 能量(H6)			
	事業名 \ 県名				事業名 \ 県名									
	長野	岐阜	愛知	三重	小計	長野	岐阜	愛知				三重	小計	
新規	徳山ダム	-	1.20	3.30	-	4.50	-	1.40	0.70	-	2.10	6.60	4.24	2.44
	三重用水	-	-	-	0.67	0.67	-	-	-	0.19	-	0.86	0.65	0.34
	長良川河口堰	-	-	10.32	2.84	13.16	-	-	2.93	6.41	-	22.50	16.95	6.89
	阿木川ダム	-	0.80	1.10	-	1.90	-	-	2.10	-	2.10	4.00	2.28	1.64
	味噌川ダム	-	0.30	3.27	-	3.57	-	-	0.73	-	0.73	4.30	3.61	1.76
既計画で 手当済み	木曽川総合用水	-	1.77	19.16	1.00	21.93	-	4.33	6.30	7.00	17.63	39.56	17.41	7.91
	愛知用水	-	1.30	2.59	-	3.89	-	0.50	5.91	-	6.41	10.31	7.21	5.46
自流	その他事業	-	0.02	-	-	0.02	-	-	-	-	-	0.02	0.02	0.02
		0.19	2.42	7.98	0.03	10.63	-	-	-	2.95	2.95	13.58	13.58	13.58
地下水		0.02	4.83	2.15	4.15	11.15	-	0.00	0.00	0.00	11.15	11.15	11.15	11.15
		0.14	0.09	0.00	0.00	0.23	-	0.00	0.00	0.00	0.23	0.23	0.23	0.23
合計		0.34	12.74	49.88	8.69	71.65	0.00	6.23	18.67	16.56	41.46	113.11	77.33	51.42

(需給想定調査等をもとに作成)

(注)
 1: 水道用水及び工業用水の水量は、それぞれ一日最大取水量である。
 2: 水道用水の水量のうち、長野県及び岐阜県は簡易水道の水量を含み、かんがい期のもを指示している。
 3: 愛知県の工業用水のうち名古屋市内工業用水の水量は、かんがい期のもを指示している。
 4: 徳山ダムによる愛知県の供給水量は、掛斐川から木曽川へ導水することを前提としている。
 5: 安定供給可能量 (2/20) は、木曽川及び長良川について、これらの河川の2/20に相当する昭和69年度を想定して計算している。掛斐川の徳山ダムについては、愛知県分は木曽川等との全体の水利利用の関係から木曽川等と同様の昭和69年度を使用しており、2.84m³/sとなる。岐阜県分は、掛斐川の2/20に相当する昭和59年度をもとに、近年の降水量の変動等の地域の実情を踏まえ、1.40m³/sとなる。
 6: 愛知県の長良川河口堰による水量は、工業用水から水道用水に5.46m³/sを振り向けられた後のものである。
 7: 愛知県の水道用水の味噌川ダムによる水量のうち1.75m³/sは、暫定措置として西三河地域に供給を行うこととしている。
 8: 「その他事業」とは、岐阜県の大ヶ洞ダム、岩村ダム及び中野方ダムである。
 9: 「その他」とは、ダム等の水資源開発施設、自流及び地下水以外により供給される水 (湧水等) である。
 10: 「安定供給可能量 (2/20)」及び「近年最大濁水時供給可能量 (H6)」とは、一定の前提条件の下でのシミュレーションをもとにした供給可能量である。
 11: 「安定供給可能量 (2/20)」とは、近年の20年に2番目の濁水年において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。
 12: 「近年最大濁水時供給可能量 (H6)」とは、近年最大の濁水年であった平成6年において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量のことである。
 13: 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

木曾川水系における水資源開発基本計画 説明資料 (2)

農業用水の県別需給想定一覧表

【需要】

(単位:m³/s)

H27(新規需要)	用途	農業用水				
	県名	長野	岐阜	愛知	三重	小計
新規需要想定		-	-	-	-	-

【供給】

(単位:m³/s)

H27	用途	農業用水				
	事業名 \ 県名	長野	岐阜	愛知	三重	小計
開発水量 (既計画で手当済み)	三重用水	-	-	-	2.10	2.10
	木曾川総合用水	-	2.15	-	-	2.15
	小計	-	2.15	-	2.10	4.25
その他	愛知用水	-	0.61	4.10	-	4.71
合計		-	2.76	4.10	2.10	8.96

注：農業用水の水量は夏期かんがい期間（ただし、愛知用水については5/1～10/3）の平均取水量を表す。

資料7

木曾川水系における次期水資源開発基本計画
に係る想定需要について

1. 新しいフルプランの目標年度について

新しいフルプランの目標年度については、次の①と②を勘案して平成27年度とする。

- ①全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の目標年次が平成22年から平成27年
- ②「新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）」の目標年次が平成22年から平成27年

2. 新しいフルプランの需要想定エリアについて

(1) 現行フルプランの需要想定エリア

水道用水、工業用水、農業用水のそれぞれについて、木曾川水系からの給水が想定される地域を設定。（各用途ごとに需要想定エリアは異なる）

(2) 新しいフルプランの需要想定エリア

需給の全体像を的確に把握するため、国土交通省として新しいフルプランの需要想定エリアを、次の①と②をあわせた地域とする。

- ①水道用水、工業用水、農業用水のいずれかが、現行計画の需要想定エリアに含まれている地域
- ②水道用水、工業用水、農業用水のいずれかについて、木曾川水系からの給水が新たに見込まれる地域

※ 次期の水資源開発基本計画における需要想定検討エリアは水道用水、工業用水、農業用水共通のエリアとしているので、必ずしもある用途の用水を当該エリアのすべてに供給するとは限らない。

長野県

木曾川水系における次期水資源開発基本計画需要想定エリア (国土交通省が編集した基礎となる範囲)

都道府県名	次期フルプラン需要想定エリア構成市町村	現行フルプラン需要想定エリア構成市町村
長野県	〈木曾郡〉 木曾福島町、上松町、南木曾町 木祖村、日義村、開田村、三岳村 王滝村、大桑村、山口村	〈木曾郡〉 木曾福島町、上松町、南木曾町 木祖村、日義村、開田村、三岳村 王滝村、大桑村、山口村 (注)無印:水道、工水及び農水
計	3町7村	3町7村

岐阜県

木曾川水系における次期水資源開発基本計画需要想定エリア (国土交通省が編集した基礎となる範囲)

都道府県名	次期フルプラン需要想定エリア構成市町村	現行フルプラン需要想定エリア構成市町村
岐阜県	<p>【大垣地域】</p> <p>大垣市</p> <p>〈海津郡〉 海津町、平田町、南濃町</p> <p>〈養老郡〉 養老町、上石津町</p> <p>〈不破郡〉 垂井町、関ヶ原町</p> <p>〈安八郡〉 神戸町、輪之内町、安八町、墨俣町</p> <p>〈揖斐郡〉 揖斐川町、谷汲村、大野町、池田町 春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村</p> <p>【岐阜地域】</p> <p>岐阜市、関市、美濃市、羽島市、各務原市、山県市 瑞穂市、本巣市、郡上市</p> <p>〈羽島郡〉 川島町、岐南町、笠松町、柳津町</p> <p>〈本巣郡〉 北方町</p> <p>〈武儀郡〉 洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町 上之保村</p> <p>【加茂・益田地域】</p> <p>美濃加茂市、可児市、下呂市</p> <p>〈加茂郡〉 坂祝町、富加町、川辺町、七宗町 八百津町、白川町、東白川村</p> <p>〈可児郡〉 御嵩町、兼山町</p> <p>〈大野郡〉 久々野町、朝日村、高根村</p> <p>【東濃地域】</p> <p>多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市</p> <p>〈土岐郡〉 笠原町</p> <p>〈恵那郡〉 坂下町、川上村、加子母村、付知町 福岡町、蛭川村、岩村町</p>	<p>【大垣地域】</p> <p>大垣市</p> <p>〈海津郡〉 海津町、平田町、南濃町</p> <p>〈養老郡〉 養老町、上石津町</p> <p>〈不破郡〉 垂井町、関ヶ原町</p> <p>〈安八郡〉 神戸町、輪之内町、安八町、墨俣町</p> <p>〈揖斐郡〉 揖斐川町、谷汲村、大野町、池田町 春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村</p> <p>【岐阜地域】</p> <p>岐阜市、関市、美濃市、羽島市、各務原市、山県市 瑞穂市、本巣市、郡上市</p> <p>〈羽島郡〉 川島町、岐南町、笠松町、柳津町</p> <p>〈本巣郡〉 北方町</p> <p>〈武儀郡〉 洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町 上之保村</p> <p>【加茂・益田地域】</p> <p>美濃加茂市、可児市、下呂市</p> <p>〈加茂郡〉 坂祝町、富加町、川辺町、七宗町 八百津町、白川町、東白川村</p> <p>〈可児郡〉 御嵩町、兼山町</p> <p>〈大野郡〉 久々野町、朝日村、高根村</p> <p>【東濃地域】</p> <p>多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市^{〇△}</p> <p>〈土岐郡〉 笠原町^{〇△}</p> <p>〈恵那郡〉 坂下町、川上村、加子母村、付知町 福岡町、蛭川村、岩村町</p> <p>(注)無印:水道、工水及び農水 ^{〇△}:水道及び工水</p>
計	18市35町14村	18市35町14村

愛知県

木曾川水系における次期水資源開発基本計画需要想定エリア (国土交通省が編集した基礎となる範囲)

都道府県名	次期フルプラン需要想定エリア構成市町村	現行フルプラン需要想定エリア構成市町村
愛知県	<p>【名古屋市地域】</p> <p>名古屋市</p> <p>【尾張地域】</p> <p>犬山市、江南市、一宮市、尾西市、津島市、春日井市 小牧市、稲沢市、岩倉市</p> <p>〈西春日井郡〉 西枇杷島町、豊山町、師勝町 西春町、春日町、清洲町、新川町</p> <p>〈丹羽郡〉 大口町、扶桑町</p> <p>〈葉栗郡〉 木曾川町</p> <p>〈中島郡〉 祖父江町、平和町</p> <p>〈海部郡〉 七宝町、美和町、甚目寺町、大治町 蟹江町、飛鳥村、弥富町、佐屋町 十四山村、立田村、八開村、佐織町</p> <p>【愛知用水地域】</p> <p>瀬戸市、半田市、刈谷市、豊田市[×]、常滑市 東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市[△] 豊明市、日進市</p> <p>〈愛知郡〉 東郷町、長久手町</p> <p>〈知多郡〉 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町 武豊町</p> <p>〈西加茂郡〉 三好町</p> <p>(注)無印:水道、工水及び農水 [△]:水道及び工水 [×]:農水のみ (注)幡豆郡一色町のうち佐久島においては、南知多町より水道用水の供給を受けている。 (注)豊田市の一部地区においては、愛知用水工業用水道事業から工業用水の供給を受けている。</p>	<p>【名古屋市地域】</p> <p>名古屋市</p> <p>【尾張地域】</p> <p>犬山市、江南市、一宮市、尾西市、津島市、春日井市 小牧市、稲沢市、岩倉市</p> <p>〈西春日井郡〉 西枇杷島町、豊山町、師勝町 西春町、春日町、清洲町、新川町</p> <p>〈丹羽郡〉 大口町、扶桑町</p> <p>〈葉栗郡〉 木曾川町</p> <p>〈中島郡〉 祖父江町、平和町</p> <p>〈海部郡〉 七宝町、美和町、甚目寺町、大治町 蟹江町、飛鳥村、弥富町、佐屋町 十四山村、立田村、八開村、佐織町</p> <p>【愛知用水地域】</p> <p>瀬戸市、半田市、刈谷市^{○×}、豊田市[×]、常滑市 東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市[○] 豊明市、日進市</p> <p>〈愛知郡〉 東郷町、長久手町</p> <p>〈知多郡〉 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町 武豊町</p> <p>〈西加茂郡〉 三好町^{○×}</p> <p>(注)無印:水道、工水及び農水 [○]:水道のみ ^{○×}:水道及び農水 [×]:農水のみ</p>
計	22市28町4村	22市28町4村

三重県

木曾川水系における次期水資源開発基本計画需要想定エリア (国土交通省が編集した基礎となる範囲)

都道府県名	次期フルプラン需要想定エリア構成市町村	現行フルプラン需要想定エリア構成市町村
三重県	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、久居市 いなべ市 〈桑名郡〉 多度町、長島町、木曾岬町 〈員弁郡〉 東員町 〈三重郡〉 菰野町、楠町、朝日町、川越町 〈鈴鹿郡〉 関町 〈安芸郡〉 河芸町、芸濃町、美里村、安濃町 〈一志郡〉 香良州町、一志町、白山町 嬉野町、美杉村、三雲町	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市 [○] 、久居市 [○] いなべ市 〈桑名郡〉 多度町、長島町、木曾岬町 〈員弁郡〉 東員町 〈三重郡〉 菰野町、楠町、朝日町、川越町 〈鈴鹿郡〉 関町 〈安芸郡〉 河芸町 [○] 、芸濃町 [○] 、美里村 [○] 、安濃町 [○] 〈一志郡〉 香良州町 [○] 、一志町 [○] 、白山町 [○] 嬉野町 [○] 、美杉村 [○] 、三雲町 [○] (注)無印:水道、工水及び農水 [○] :水道のみ
計	7市17町2村	7市17町2村

3. 水道用水及び工業用水の需要想定方法について

水道用水及び工業用水の需要想定値については、国土交通省水資源部が関係県に対して実施した需給想定調査の結果を基に設定する。

なお、これらの需要想定値について検討するため、吉野川水系フルプランの改定（平成14年2月）の際に用いた試算方法と同様に、国立社会保障・人口問題研究所が全国共通の手法により算出した人口伸び率の推計値、内閣府等が設定した全国の経済成長見通しの推計値等を用いて、近年の傾向等を基にして需要試算を行い、それと需要想定値との比較検討を行った。次頁以降、その比較検討結果とともに需要試算値の算出方法及び算出結果を示している。